

令和8年度埼玉県DV被害母子に対する心理教育プログラム等 実施業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は令和8年度埼玉県DV被害母子に対する心理教育プログラム等実施業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する企画提案競技における必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の名称

令和8年度埼玉県DV被害母子に対する心理教育プログラム等実施業務委託

3 委託業務の内容

- (1) 心理教育プログラム等の実施
- (2) 心理教育プログラム等の周知・広報
- (3) 報告書の作成及び提出
- (4) その他、心理教育プログラム等事業の実施に付随する業務

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 委託上限額

2,888千円（※消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

- ・ 委託費は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、埼玉県DV被害母子に対する心理教育プログラム実施業務委託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査及び契約締結が可能となる。
- ・ 見積書が上限額を超えた場合には審査を行わない。
- ・ 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出を依頼する場合がある。
- ・ この価格は契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

※ 消費税及び地方消費税率10%時の金額

6 参加資格

- (1) 応募者一般資格要件

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ない者であること。

ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを開始していない者であること。

エ 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

オ 本業務の募集開始日から契約の相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

（2）DV被害者の心理状態に精通しており、その専門的知識・技術を有していること。

（3）「令和8年度埼玉県DV被害母子に対する心理教育プログラム等実施業務委託仕様書」の内容を確実に履行できる者であること。

（4）本事業の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

（5）国又は地方自治体等の公的機関から委託を受けた類似業務があること。

7 手続等に関する事項

（1）スケジュール

| | |
|--------------|------------------------|
| 2月24日（火）午後5時 | 質問の提出期限 |
| 2月27日（金） | 質問に対する回答 |
| 3月4日（水）午後5時 | 企画提案競技参加申請書及び企画提案書提出期限 |
| 3月12日（木） | プレゼンテーション |
| 3月18日（水） | 候補者決定 |

（2）質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年2月18日（水）～令和8年2月24日（火）午後5時まで

イ 質問方法

下記のメールアドレスあてに質問票（様式4号）に内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。

電子メールアドレス「a2250-06@pref.saitama.lg.jp」（電話・FAX不可）

ウ 回答

2月27日（金）までに県のホームページに掲載する。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

- ア 参加申請書（様式第1号）
- イ 企画提案書表紙（様式第5号）

ウ 企画提案書添付書類（様式任意（A4判横で作成すること））
別紙「令和8年度埼玉県DV被害母子に対する心理教育プログラム等実施業務委託 仕様書」を踏まえ、次の項目について書類を作成すること。

(ア) 実施方針

本業務を実施するまでの実施方針及び重要ポイント等

(イ) 実施計画

実施に関する実施方法、実施場所、スケジュール、提案内容等

(ウ) 実施体制・実施手法

- ・事業実施のための組織体制・人員数等
- ・業務責任者及び講師の資格、経験
- ・危機管理体制（クレーム対応、緊急時の対応）

(エ) 広報手法

定員に対してより多くの参加者を募るために効果的な広報方法を提案すること。

(オ) 業務実績

国又は地方自治体等の公的機関から委託を受けた類似業務について、受託業務名、委託者、契約期間、契約金額、業務内容及び実績を記載すること。

また、その他本事業に関する類似業務について該当がある場合は記載すること。（それぞれ最大5件まで）さらに、参加者アンケート等があれば併せて提出すること。

(カ) 法人概要

提案者名、法人所在地、法人の設立年月、従業員数、資本金、最新年度の売上金、業務内容、ホームページアドレス、本県を担当する支社（支店）名を記載すること。

エ 委託料見積書及び見積内訳書（様式任意）

- ・宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とする。
- ・見積書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ・見積内訳書は、見積もった金額の内訳について、算出方法が分かるように記載すること。
- ・受託者が再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額（総額及び積算）を

明記すること。

- オ 誓約書（様式第2号）
- カ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（提出日において発行日から3か月以内のもの）
- キ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の未納がないことを証する書類（納税証明書）
- ク 提案事業に係る既存事業の広報媒体（印刷物）等

8 企画提案書等の提出書類

（1）提出先及び提出方法

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課困難女性支援推進担当宛て電子メールで提出すること。

また、電子メールで送付した旨を電話連絡すること。

- ・電子メールアドレス：a2250-06@pref.saitama.lg.jp
- ・連絡先：048-830-2925

（2）提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時（厳守）

（3）その他

- ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。
- ウ 提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- エ 提出された企画提案書において企業秘密に該当する部分については、その旨を明示すること。
- オ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、電話連絡の上、辞退届（様式3号）を電子メールで提出すること。
- カ 提出された企画提案書等は理由を問わず返却しない。
- キ 本企画提案競技に係る費用は全て参加者の負担とする。
- キ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

9 委託候補者の選定方法

審査委員会が、プレゼンテーション及び書類の審査を実施し、委託候補者を選定する。なお、応募多数の場合は、企画提案書に基づき事前に書類審査を行い、プレゼンテーションの参加者を選定することがある。

（1）プレゼンテーション

ア 開催日時

令和8年3月12日（木）

午前9時～午後12時のうち、県が指定する時間で実施する。

イ 実施方法

Teams（オンライン）

詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、電子メールにて連絡する。

ウ 説明時間

各提案者とも35分程度

（プレゼンテーション15分程度、質疑応答20分程度）

エ 説明方法

事前に提出した資料のみ（A4判横）とする。

（2）委託候補者の選定

審査委員会の審査により、総合的に評価し、最も優れた提案をした者を委託候補者とする。参加者が1者の場合でも、審査において実施能力を有すると認められた場合には、委託候補者とする。

（3）審査結果

審査の結果は、令和8年3月18日（水）までに電子メールにて参加者全員に通知する。

（4）留意事項

ア プrezentationの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること。追加資料の提示や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行なうことは認められない。

イ 企画提案者は他の提案者の企画提案を傍聴することができない。

ウ 企画提案者はTeams（オンライン）での企画提案に必要な準備を前日までに行なうこと。

エ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としないものとする。

10 審査対象からの除外

（1）提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合

（2）企画提案書等に虚偽の記載を行った場合

（3）他の参加者と提案内容やその他本企画提案競技に関して相談を行った場合

（4）委託候補者の選定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

（5）審査委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

（6）選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

- (7) 契約限度額を超える金額で見積書を提出した場合
- (8) その他、県があらかじめ指示した事項に違反した場合

11 契約の締結

委託候補者は、提出書類に基づき、仕様書について協議するものとし、事業内容及び契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結することとする。

協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。

12 契約保証金

- (1) 上記11により委託元と合意に達した委託候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部または一部を免除する。

13 その他留意事項

本事業に関する埼玉県の令和8年度当初予算が成立しなかつた場合には、委託契約は行わない。

14 問合せ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎3階

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 困難女性支援推進担当 熊田

電話：048-830-2925

メール：a2250-06@pref.saitama.lg.jp